

家畜衛生週報

ANIMAL HYGIENE WEEKLY

No.3867 農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課、動物衛生課 2025. 9. 1

・ 飼料安全法に基づく収去飼料等の試験結果の公表について（R7.3）	257
・ 第65回全国家畜保健衛生業績発表会演題（山梨県）	258
・ 家畜衛生レポート（福岡県）	260
・ 家畜衛生レポート（青森県）	262

☆飼料安全法に基づく収去飼料等の試験結果の公表について（R7.3）
立入検査実施状況の概要

1. 実施期間 令和7年3月

2. 立入検査件数

立入検査場所	立入検査箇所数	収去品に違反が認められた箇所数		
		指導基準を超過した箇所数	管理基準を超過した箇所数	
配合飼料工場	0	0	0	0
単体飼料工場	2	0	0	0
飼料添加物工場	0	0	0	0
港湾サイロ	0	0	0	0
倉庫	1	0	0	0
その他	0	0	0	0

3. 飼料等の試験結果

飼料等の区分	試験点数	違反が認められた点数		
		指導基準を超過した点数	管理基準を超過した点数	
配混合飼料	0	0	0	0
単体飼料	3	0	0	0
乾牧草	1	0	0	0
飼料添加物	0	0	0	0

4. 成分規格等省令等違反の概要（指導基準^(※1)超過を含む）

違反の種類	製造業者等の名称	飼料の種類	違反内容	備考
該当なし	-	-	-	-

(※1) 当該基準を超えた飼料については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第23条第1号に掲げる飼料に該当。

5. 管理基準^(※2)超過の概要

基準値を超過した成分（飼料の種類）	基準値を超過した点数	備考
該当なし	0	-

(※2) 管理基準は、工程管理の目安として示された基準であり、基準を超過した場合であっても直ちに法第23条第1号に掲げる有害な飼料には該当しませんが、当該飼料の使用に起因して有害畜産物が生産される等のおそれがある場合には、その旨を備考欄に記載します。また、適切な管理措置により、飼料の安全が確保される場合は、当該飼料を家畜等に給与することができます。

☆第65回全国家畜保健衛生業績発表会演題 (山梨県)

愛玩用繁殖豚における豚熱ワクチン免疫付与状況について

山梨県西部家畜保健衛生所 藤尾桜子

はじめに

近年、愛玩豚の飼養者が全国的に増加しており(図1)、管内においても豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針(以下、「指針」)に基づき愛玩豚に対し豚熱ワクチンの接種を実施している。背景には、成豚となっても体重40kg以下のマイクロブタ飼育の流行があり、その寿命は10~15年とされている。指針では同じ個体への接種は原則、最大4回とすることが推奨されているが、愛玩豚は養豚業として飼養される豚(以下、「畜産豚」)と異なり、4回接種後も長期にわたり飼育されることが想定される。一方で愛玩豚は免疫付与状況確認検査の対象(豚等を6頭以上飼養する農場)に該当しないことが多く、抗体保有状況の調査報告自体が少ない。

当所管内には母豚30頭規模の愛玩用マイクロブタ生産農場(A農場)があり、指針に基づき新生豚及び繁殖豚へのワクチン接種及び免疫付与状況確認検査を実施している(図2)。今回、これまで蓄積した検査データをまとめ、マイクロブタの免疫付与状況に対する一つの知見として報告する。

材料と方法

(1) 調査1

令和元年から令和5年までにA農場及び管内畜産養豚場において実施した繁殖豚の免疫付与状況確認検査結果を用いて、①各年度における愛玩用繁殖豚及び畜産用繁殖豚のELISA検査結果陽性率の比較、②愛玩用繁殖豚及び畜産用繁殖豚の第1・第2世代別による中和抗体価の分布状況及び幾何平均値の比較を行った。なお、ELISA検査は指針に基づき+または±と判定されたものを陽性とした(図3)

(2) 調査2

愛玩用繁殖豚において、豚熱ワクチン4回目の接種から1年以上経過した個体を14頭選定し、各個体の中和抗体価を測定した。また、同一個体において過去の免疫付与状況確認検査のデータがある場合はその抗体価との比較を行った(図4)。

結果

(1) 結果1

① 各年度におけるELISA陽性率は、畜産豚では令和元年度から令和5年度まですべての年度で90%以上であった。一方、愛玩用繁殖豚においては令和3年度までは畜産豚同様に高い陽性

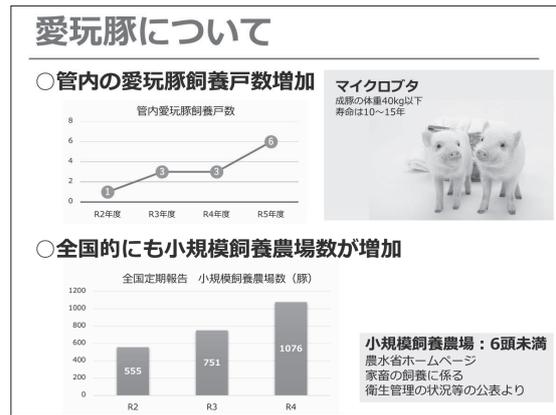


図1

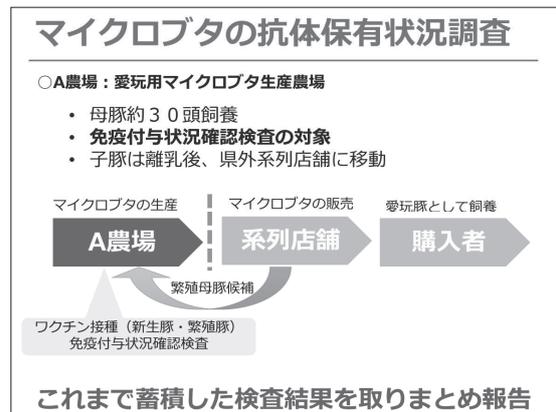


図2

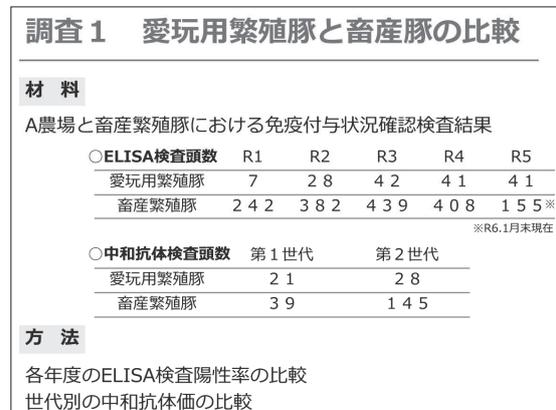


図3

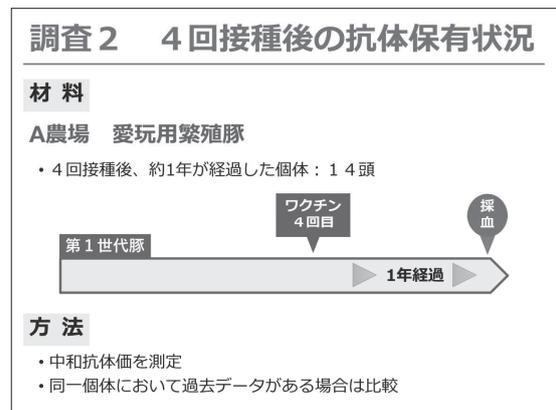


図4

率を示していたが、令和4年度以降は70%台に低下した(図5)。

- ② 第1世代豚の結果では、畜産豚は中和抗体価128倍を中心に分布しているが、愛玩用繁殖豚では16~32倍を中心に分布しており、また畜産豚と比較すると、バラつきがある結果となっていた。それぞれの中和抗体価幾何平均値は愛玩用繁殖豚が23倍、畜産豚が111倍であった。第2世代豚の結果では、愛玩用繁殖豚、畜産豚ともに第1世代豚の結果より低値に分布しており、各幾何平均値は愛玩用繁殖豚が7倍、畜産豚が34倍となった。また、愛玩用繁殖豚では第2世代豚において抗体価2倍未満の割合が30%以上と増加している結果が認められた(図6)。

(2) 結果2

4回目の接種から300日以上が経過した個体14頭のうち、12頭が中和抗体価2倍以上を保有していることが確認された(図7)。グラフは横軸に4回接種からの経過日数、縦軸に中和抗体価をプロットし、同一個体の結果についてはマーカーを線で結んでいる。今回2倍未満を示した2頭のうち、1頭については過去データがないため、もともとワクチンテイクせず2倍未満を維持しているのか、もう1頭のように抗体価の低下により2倍未満となったのかについては不明である。

まとめ

結果1より、愛玩用繁殖豚においては令和4年度以降ELISA陽性率が低下、世代別の抗体価の分布を見ると、第2世代豚において特に2倍未満の個体が多く確認された。愛玩用繁殖豚の各年度に占める第1、第2世代豚の割合を調査したところ、令和4年度から第2世代豚の割合が増加していたことから、第2世代豚の増加により全体の陽性率が低下したと推察された。なお、今回検査した愛玩用繁殖豚の第2世代は複数回接種後の個体であるため、接種後も抗体上昇が認められない理由としては移行抗体によるワクチンブレイク以外の要因も示唆される(図8)。

また、愛玩用繁殖豚は第1世代豚においても畜産豚と比較し中和抗体価が低値を示す傾向が認められたことから、そもそも品種や系統により抗体が上昇しにくい可能性も示唆された。

一方、すでに4回目の接種終了から約1年が経過した第1世代母豚については1年後も多くの個体で抗体を保有していることが確認された。しかしながら、愛玩豚においては4回目の接種からも長期にわたり飼養されることが想定されるため、この先複数年経過した場合についても引き続き調査をしていく必要があると考えられる。

豚熱ワクチンの接種開始から数年が経過し、今

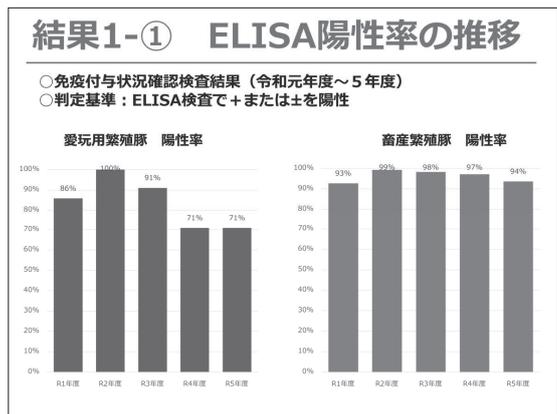


図5

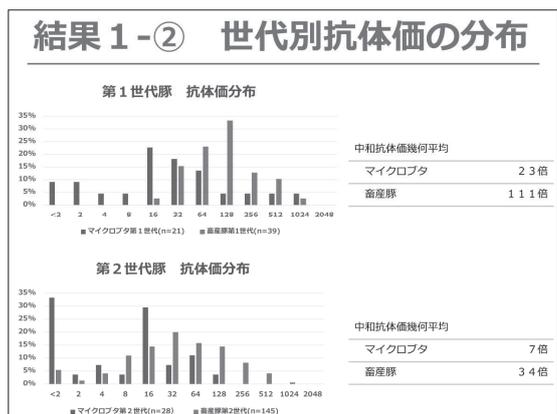


図6

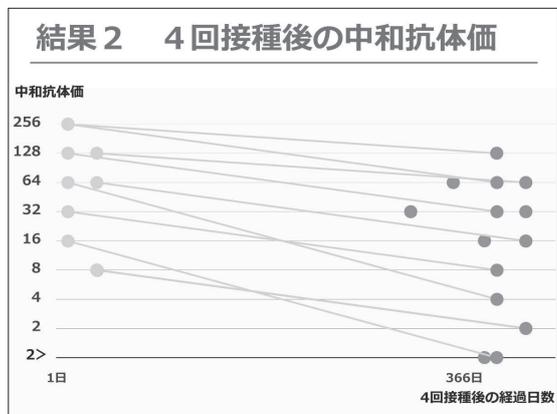


図7

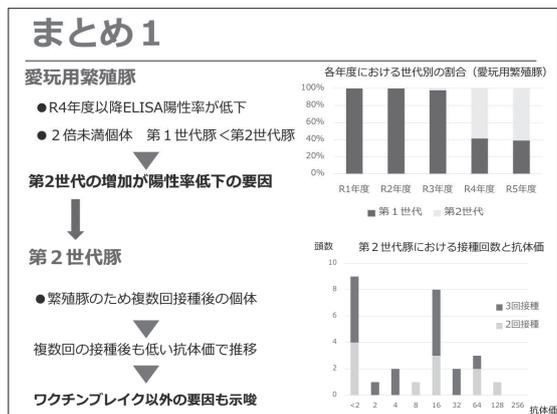


図8

後新たに購入される愛玩豚は第2世代以降となる
ことが想定される。今回の結果では第2世代豚に
おいて補強接種後も抗体を保有しない個体が複数
確認されており、新たに飼養する個体が抗体を保
有していないことも十分に考えられるため、今後
も増加が見込まれる愛玩豚飼養者に対しては、衛
生対策の重要性について周知していくことも重要
である(図9)。

☆家畜衛生レポート(福岡県より)

福岡県両筑家畜保健衛生所

1 当所の沿革と管内の畜産の概要

当所は、昭和45年2月、久留米、朝倉、浮羽家畜
保健衛生所を再編・統合し、久留米市善導寺町に庁
舎を置き発足しました。その後、平成9年6月、久
留米総合庁舎新築に伴い、その一角に移転しました。

平成17年2月の市町村再編により、現在、久留米
市、朝倉市、小郡市、うきは市、朝倉郡(筑前町・
東峰村)、三井郡(大刀洗町)の4市2町1村を管
轄しています。

管内は、筑後平野の一角をなし、中心部を筑後川
が東西に流れ有明海に注ぎ一大農業地帯となっており、
現在の管内家畜飼養頭数が県内に占める割合は、
乳用牛45.0%、肉用牛34.8%、馬52.0%、豚
7.8%、採卵鶏42.0%、肉用鶏12.4%、蜜蜂39.0%
と、県内でも畜産の盛んな地域となっています。管
内の特徴としては、特に酪農が盛んで、家保では高
品質の生乳生産のため乳質改善対策にも力を入れた
取り組みを行っています。

2 当所の組織構成

当所の職員数は、14名(うち獣医師12名)で、所
長、管理衛生課5名(うち庶務1名、運転士1名)、
防疫課5名、検査課3名の3課で構成されています。

管理衛生課では、家畜衛生対策事業や畜産物安全性

まとめ2

畜産豚との比較

- ・第1, 2世代豚とも中和抗体価は畜産豚と比較し低値を示す
- ・第2世代では複数回接種後も抗体上昇しない個体が多い

↓

品種や系統により抗体が上昇しにくい可能性も示唆

4回接種後の抗体保有状況

- ・14頭中、12頭が接種から約1年後も抗体を保有

↓

複数年経過後の保有状況を調査する必要がある

愛玩豚を飼育する飼養者に対しては、
衛生対策の重要性を周知していくことが重要

図9

確保のための検査指導、獣医事、動物薬事、農場
HACCP推進事業、飼養衛生管理指導等を行っています。

防疫課では、家畜伝染病の発生予防及びまん延防
止のための検査や衛生指導、特定家畜伝染病の防疫
演習等防疫対策を実施しています。

検査課では、畜産農家や診療獣医師の依頼をもと
に、監視伝染病から慢性疾患まで種々の病性鑑定業
務を実施しています。

3 当所の特筆すべき業務等

(1) 農場HACCPを取り入れた県産ブランド支援

福岡を代表する「はかた」を冠した「はかた地ど
り」は、在来種である軍鶏をベースに福岡の郷土料
理に適した地鶏として昭和62年に県が開発し、生産
者及び県を含めた関係機関で構成する「福岡県はか
た地どり推進協議会」による販路拡大の取組により、
令和4年度の地どりの出荷羽数は56.6万羽まで
拡大し、6年連続で九州1位を達成しています。また、
令和元年9月には生鮮食肉としては初めて「は
かた地どり(胸肉)」が認知機能をサポートする「機
能性表示食品」として消費者庁に認定されました。

県では、「はかた地どり」のブランド力強化のた
め、生産農場でも農場HACCPを活用した取組



福岡県両筑家畜保健衛生所の外



機能性表示食品「はかた地どり(胸肉)」

みを行い、消費者に農場から食卓まで一貫した衛生管理をアピールすることで、販売促進につなげています。

当所も職員の多くが農場HACCP指導員並びに審査員の有資格者であり、その知識を生かした衛生指導で、農場のサポートを行い、安全安心な県産ブランドの発展に役立てています。

(2) 特定家畜伝染病発生に係る危機管理体制の強化

本県では、口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合、「福岡県特定家畜伝染病防疫対策本部設置要綱」に基づき、発生地を管轄する農林事務所内に現地対策本部が設置されます。

発生地対応の根幹を担う家保では、平時より関係農林事務所と連携を密にし、特定家畜伝染病発生時の防疫措置概要を整備した「福岡県防疫措置概要個別台帳」を農場毎に作成し、万が一の発生時に備えています。

令和4年度には県内で4件の高病原性鳥インフルエンザの発生があり、埋却困難な事例もあったことから、個々の埋却地の算定を農業土木の専門課と精査し直し、立地条件、重機スペース、覆土置き場までを考慮した、より実効性のある個別台帳の整備を進めています。

また、初動防疫体制強化のための防疫演習についても、県域はもとより地域単位での防疫演習を複数回実施しており、畜産関係者や動員者の意識啓発につながっていると実感しています。

(3) 防疫備蓄資材

各家保では、初動防疫対応に必要な防疫資材の備蓄をしています。当家保管内には、令和4年2月に備蓄倉庫（160㎡：資源活用センターの敷地内）が整備されたほか、令和6年3月には、隣接する久留米総合庁舎の立体駐車場内に、新たに備蓄倉庫が整備されました。

他家保と比較して管理する備蓄資材の量が多いことから、かご台車やパレットを利用し目的別に整理することで、より実用的な備蓄資材の管理を目指しています。

4 おわりに

本県はアジアの玄関口として、国際空路や航路を有し、海外との人や物の交流も盛んです。それゆえに年々、アフリカ豚熱等の家畜伝染病の侵入リスクも高まっています。

近年の家保業務は、特定家畜伝染病に関連した仕事が増加していますが、今後も農場主の声に耳を傾けることを忘れずに、個々に寄り添ったきめ細かい衛生指導を心掛け、県の畜産の発展に寄与していきたいと思えます。



豚熱の防疫演習風景



防疫資材備蓄倉庫：令和4年2月建設



防疫資材備蓄倉庫内



総合庁舎立体駐車場内の備蓄倉庫：令和6年3月建設

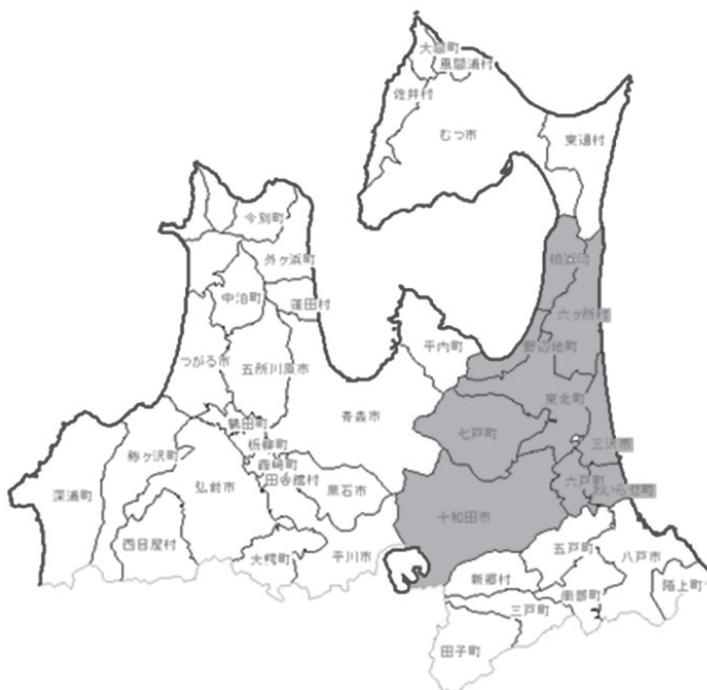
☆家畜衛生レポート (青森県)

青森県中央家畜保健衛生所

はじめに

青森県は、南北に八甲田連峰が連なり西側を津軽地域、東側を南部地域と呼んでいます。当所は、南部地域のほぼ中央、十和田市に位置し2市6町1村

を所管しており、岩手県と秋田県に接しています。八甲田山麓から東側に広がる三本木原台地では、夏山冬里方式による肉用牛繁殖経営と「十和田湖和牛」の銘柄を代表とする黒毛和種肥育経営が盛んです。また、太平洋に面する地域では、大規模な養豚場と養鶏場があり、さらに、その北側は一大酪農地帯となっています。



当所の所管図

1 家畜飼養頭羽数

管内は、乳用牛約9,940頭、肉用牛約38,500頭、豚約24.8万頭、採卵鶏は約202万羽、肉用鶏は約408万羽が飼養されており、本県で飼養される家畜、家さんの6割を占めています。

また、山間部から太平洋側まで広範囲に公共牧場が16か所あり、肉用牛主体で利用されています。



放牧場風景

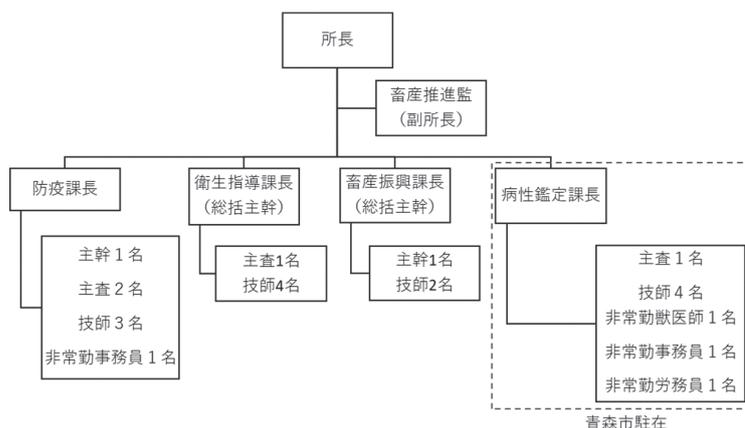
2 組織体制

昨年4月に組織体制が変わり十和田家畜保健衛生所が中央家畜保健衛生所になりました。同時に青森家畜保健衛生所の病性鑑定課は青森市駐在として編入されました。また、所管市町村は1町増加しました。

さらに今年4月からは、県の組織体制が変わり、家保の中に畜産振興課が編入されました。これにより、畜産に関わる業務全般を家畜保健衛生所で担うことになりました。

所長、畜産推進監(副所長兼務)のもと防疫課、衛生指導課、病性鑑定課、畜産振興課の4課で構成され、防疫課は獣医師職員5名、畜産職職員1名、事務職員1名、衛生指導課は獣医師職員6名、病性鑑定課は獣医師職員5名、畜産職職員1名、畜産振興課は畜産職職員4名が配置されています。また、非常勤職員3名、非常勤獣医師も配属され合計29名体制で業務を行っています。現在は、病性鑑定課は青森市に駐在し、2拠点での業務運営となっています。

業務内容が変化する中、獣医師職員確保の取り組みや老朽化した庁舎の建て替えが現在課題となっており、今回はこれらの内容について県の取り組みに加え、当所の取り組みを説明していきたいと思ひます。



組織図

3 特徴的な取り組み

(1) 獣医師確保に向けた取り組み

本県の獣医師職員数は年々減少し、平成26年度は171名だった職員数が令和6年度には115名と、10年間で56名も減少しています。また、県の採用試験受験者数は、令和3年度から令和5年度には各5名前後まで減少し、安定した獣医師職員確保に課題を抱えています。

県では平成23年度に「青森県獣医師職員確保プラン」を策定し、令和2年度までの第1期では、「獣医師を育てる環境を整える」、「魅力ある環境を整える」を柱に獣医大学での就職説明会や、獣医師養成修学資金の給付等を実施してきました。しかし、採用者は増えず、中途離職者が増加したことから、令和3年度からの第2期では「確保」、「定着」、「補完」の3本柱の取組を開始しています。3本柱について以下に説明します。「確保」の取組みでは、「定着」の取組みでは、離職者を減らすため、職場環境の整備や、人材育成を目的とした研修を実施しています。「補完」の取組みでは、獣医師の不足をカバーするため、業務内容や組織体制の見直しその他、事務職や畜産職等の配置を行っています。

当所では、小中高生を対象として獣医師の魅力や仕事を紹介する出前講座、獣医師に興味を示す高校生の学外実習や獣医大学生のインターンシップの通年受入を継続してきました。加えて公益社団法人中央畜産会が主催する行政体験研修の受入や、県外獣医大学の学外実習生の受入も開始しています。

また、令和5年度、本県と県内獣医系大学である北里大学との間で、人材育成に関する協定が締結され、以下の取り組みが始まっています。当所は大学との距離が近く、これら大学との取り組みが身近に感じられるところにあります。

協定内容の3本の柱については以下のとおりで、取り組んだ内容をご説明します。

(ア) 学生の教育に関すること

これまで実施してきた関係法規の講義やイン

ターンシップの受入れに加え、地域の農場等で大動物臨床実習を実施しました。放牧場における衛生検査では採血や鏡検、また県内最大規模の乳用牛飼養農場でのヨーネ病検査においては、農場での採血からELISA検査までの一連の業務を実際に指導しました。参加者からは大変好評で、学生の家保業務に対する理解が深まったとの感想がありました。

(イ) 県獣医師職員の育成・確保に関すること

家保職員の臨床技術習得を目的として、大学の大動物診療センターにおいて臨床研修を開始しました。研修内容として、毎日の入院畜の管理の他、病理解剖、新患の診療、往診への帯同、日常業務では体験できないこともあり、刺激になっているようです。

(ウ) 学術研究に関すること

令和6年度に初めて大学内において、業績発表会を開催し、学生や教員の参加もあり、後に内容について問い合わせがあるなど興味を持ってもらうことが出来ました。またその後の追加試験なども実施し、学会発表へつながった事例もあります。

これらの取り組みはまだ始まったばかりで、今後改善を加えていく予定ですが、これらの研修や実習に参加した学生が今年度無事に採用されて元気に活躍しており、嬉しく感じています。

(2) 施設整備

現在使用している本庁舎は、昭和40年代に建設されており、耐用年数を過ぎていることから老朽化が著しく、耐震性、断熱性に課題があります。さらに、組織改正による人員増加により、事務室が手狭になったことや、職員の作業環境、休憩室、シャワー室など、快適性などに不安が残ります。

令和2年、家畜保健衛生所の再編整備に係る基本計画において、家畜疾病の迅速な診断と防疫対応を図り、バイオセーフティを確保するため庁舎建て替

えを行うことになりました。令和4年から新庁舎整備に向けた調査が始まり、今年度は付帯設備解体工事の真っ最中です。現庁舎で業務を行いながらの建て替えのため、窮屈になっていますが、令和9年度からの新庁舎での業務スタートに向けて工事が進んでいます。

現庁舎では交差している事務エリア、検査エリア、更衣室などが整備される計画ですので完成を待ち遠しく感じています。

おわりに

獣医師確保の取り組みについては、ほんの一部しかご紹介できていませんが、本県では初任給調整手当の増額や支給期間の延長など、少しずつですが確保、定着の取り組みが進んでいます。

当所では、これまで紹介した取組のほか、高病原性鳥インフルエンザやCSF及びASFといった家畜伝染病等の発生を想定し、初動対応に従事する県や市町村、農協などの関係団体の職員を対象に訓練を行っています。野生イノシシのCSF対策として経口ワクチンの散布について市町村、猟友会に研修会も行っています。また、複雑化する業事・獣医師・獣医療行政への対応に加え、地域肉用牛生産における銘柄確立と品質向上・安定化のための産学官が連携した肥育技術指導などにも取り組んでいます。

畜産を取り巻く環境は、獣医師の偏在、生産者の高齢化や後継者不足に加え、配合飼料や資材価格の高止まりなど生産者の不安要素は日々増えています。家畜保健衛生所は、現場に最も近い行政機関と

して畜産農家に寄り添い、対話をしながら経営安定と地域畜産の一層の発展に向けて今後も指導に努めます。



農場における大動物臨床実習



職員の臨床研修

通信

まだまだ暑い日が続き、秋という雰囲気はありませんが、カレンダー上では9月となり、もうすぐ渡り鳥も本格的に飛来してくる季節となってきました。高病原性鳥インフルエンザの発生リスクの高まりが想定され、発生予防、まん延防止に関係者全員が同じ意識で備えておくことが重要です。このような中、先日、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会が開催され、飼養衛生管理基準や防疫指針等の一部改正・変更について答申が出されました。当答申においては、大臣指定地域における対応や対応計画の策定対象となる大規模所有者における対応、国における民間事業者のリストアップなどについて適当と認められたところであり、今後、これに沿って関連規程を改正し、関係者が対応していくことになります。また、今回の改正では、「地域」での対応もクローズアップされてい

ます。言わずもがなですが、発生・まん延がないのが皆にとって最も望ましいことであり、そのためにも地域単位での侵入リスクの低減、病原体濃度の低減も非常に重要と考えられますので、そのことも含め、関係者の役割に応じた対応にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

毎週月曜日発行

家畜衛生週報

編集・発行：農林水産省消費・安全局
畜産安全管理課、動物衛生課

☎03(3502)8111 内線 4581

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1